

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>ア } (略)</p> <p>イ } (略)</p> <p>エ } (略)</p> <p>オ <u>高度先進医療料</u> インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円 生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るものに限る。) 両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円</p> <p>カ } (略)</p> <p>キ } (略)</p> <p>ク } (略)</p> <p>コ <u>先進医療</u> <u>強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫瘍に係るものに限る。)</u> <u>一連につき 773,000円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (後略)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>ア } (同左)</p> <p>イ } (同左)</p> <p>エ } (同左)</p> <p>オ <u>先進医療料</u> インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円 生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るものに限る。) 両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円 <u>強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫瘍に係るものに限る。)</u> <u>一連につき 773,000円</u> <u>顎顔面補綴(腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。)</u> <u>一級 手術を伴う治療 591,000円</u> <u>二級 補綴治療(16回) 183,000円</u></p> <p>カ } (同左)</p> <p>キ } (同左)</p> <p>ク } (同左)</p> <p>コ (同左)</p> <p>ク (同左)</p> <p>ケ 附 則 この規程は、平成18年12月15日から施行する。</p>